

ひとり親の皆さん ご存知ですか？ 日常生活をサポートします

福岡市内にお住いの母子家庭・父子家庭・寡婦の方が、一時的に保育や家事にお困りの時に、ご自宅に家庭生活支援員を派遣します

1

家事のサポート

「けがや病気で家事ができないので手伝ってほしい」

保育のサポート

「資格取得や就職活動などの時、子どもを見てほしい」



2

残業時の 未就学児～小学生までの 保育サポート

「残業があり、子どもを迎えに行けないので、家で見てほしい」

- 利用時間：1時間単位で、一日の利用時間は8時間を上限とさせていただきます
- 利用回数：①②とも年20回まで利用できます
- 利用料：所得に応じ、利用料の負担があります（生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料）

利用するときの手続きと流れ

- ・利用については、ひとり親家庭支援センターに事前の相談と登録が必要です。
- ・支援員の派遣は、福岡市立ひとり親家庭支援センターが行います。

センターに
対象家庭として登録
します



支援が必要な時、事前に
センターへ
電話します



決定通知を
受取ります



支援員が派
遣されます



支援終了後
費用を支払
います

☆地域や日時、支援内容、世帯状態によっては、派遣できない場合があります。事前にお問い合わせください。

【お問合せ・お申込み】

福岡市立ひとり親家庭支援センター

☎ 092-715-8805

〒810-0074 福岡市中央区大手門2丁目5番15号

開館時間：火～土曜日 9:00～21:00、日祝日 9:00～17:30（月曜日休館）

